

調達手続きの適正な実施に関する執務要領

国際協力調達部長

本執務要領は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）の規定（注）を踏まえ、契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）第 10 条の規定に基づき、調達手続きの適正な実施について、必要な事項を定めるものです。

なお、本執務要領は 2026 年 7 月 28 日から施行することとし、本執務要領の施行に伴い、「調達手続きの適正な実施に関する執務要領」（2021 年 3 月 31 日付執務要領(OU)第 3-31016 号）は、2026 年 7 月 28 日をもって廃止します。

（本執務要領の対象手続き）

第 1 条 本執務要領が対象とする調達手続きは、契約（独立行政法人国際協力機構会計規程（平成 18 年規程(経)第 3 号。以下「会計規程」という。）第 5 章に規定する一般競争若しくは指名競争に付し又は随意契約を行うものをいう。）に係る調達実施方針の策定、競争（一般競争及び指名競争のほか企画競争（会計規程第 23 条第 11 号）を含む。以下同じ。）に関連する書類（一般競争の公告・企画競争の公示や入札説明書等）の作成、競争参加資格の審査、予定価格の作成、競争の実施、契約交渉等の手続き（案件の採択又は実施確定前に行う調達手続きの準備行為を含む。）とする。

（職員の責務）

第 2 条 役職員（名称の如何を問わず機構内で業務に従事する者を含む。以下同じ。）は、調達手続きの実施に当たっては、国民の疑惑を招くことのないよう、機構の調達手続きにかかる内部規程等の理解に努めるとともに、その透明性、公平性及び公正性の確保に十分留意するものとする。

（国際協力調達部職員の責務）

第 3 条 国際協力調達部職員（名称の如何を問わず同部内で業務に従事する者を含む。）は、その職責の重要性を自覚し、他の役職員の範となるよう自らを律し、前条に規定する役職員が、その責務が果たせるよう、適正な調達手続きの確保に努めなければならない。

（秘密の保持）

第 4 条 役職員は、調達手続きに関して職務上知り得た秘密を保持しなければならない。ただし、第 3 項に規定する方法により秘密情報を開示する場合を除く。

2 前項に定める職務上知り得た秘密とは、職務上知り得た非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいい、次のものが含まれ

る。

- (1) 調達実施方針決裁で決定する事項（契約方法、契約充当可能額等。）
- (2) 公告・公示前の競争関連書類（公告・公示や入札説明書等）及びその内容（競争の条件や方法、仕様書等競争に付する事項、契約条件等。検討段階のものを含む。）並びに公告・公示の時期（プレ公示により開示した情報を除く。）
- (3) 競争参加資格申請者等の競争参加者に関する情報
- (4) 予定価格（その算定根拠及び参照した情報を含む。）
- (5) 技術提案書や見積書等、競争参加者から提出を受けた情報
- (6) 前各号のほか、情報漏洩により特定の者を競争上有利にし、又は競争参加者の権利を害する可能性のある情報

3 役職員は、調達の情報収集等を目的として、前項第2号に掲げる秘密情報を公告・公示前に第三者に情報提供する必要があるときは、機構ホームページ（在外機関において機構ホームページ以外の媒体で調達情報の公告・公示を行っている場合においては機構ホームページ又は当該媒体）に情報を開示して行う方法（情報提供依頼及び意見招請。手続きの詳細は国際協力調達部長が執務参考資料で定める。）によりこれを行わなければならない。

4 役職員は、随意契約の調達手続きにおいては次に掲げる秘密の保持に特に留意するものとする。

- (1) 契約交渉において予定価格を提示してはならない。
- (2) 会計規程第23条第1号の要件に基づく随意契約（特命随意契約）を行おうとする場合においては、特定者を契約交渉相手先とすることが確定するまで（参加意思確認公募を行う場合にあっては公募期間が終了し特定者を契約交渉相手先とすることが確定するまで）、競争を行う場合において公告・公示前は秘密として保持しなければならない情報（第2項第2号に掲げる情報）を提示してはならない。

（受注者に関する意向の表明）

第5条 役職員は、特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆してはならない。

（特定の者に対する便宜の供与）

第6条 役職員は、調達手続きにおいて、特定の者を競争上有利にするような行為をしてはならない。

（事業者との応接方法）

第7条 役職員は、競争参加の可能性がある事業者と接するときは、公平かつ適正に対応し、一部の事業者が有利又は不利となるように取り扱ってはならない。

2 役職員は、事業者との応接に当たっては、適切な場所において、複数の役職員で対応する等、国民の疑惑や不信を招くことのないようにするものとする。

（第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応）

第8条 役職員は、勤務時間の内外を問わず、次の各号に該当する第三者（競争に直接参加

する意思を持つ事業者に限らない。また、機構の役職員を含むものとする。)からの不当な働きかけ(対面、郵送、電話、ファクシミリ、電子メール、ソーシャルメディア等の手段を問わない。)を受けたときは、当該働きかけを拒否し、その内容を記録し機構関係部門に報告する旨を当該第三者に対して伝えなければならない。

- (1) 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- (2) 指名競争において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼
- (3) 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- (4) 第4条に規定する秘密情報の提供依頼

2 役職員は、前項の不当な働きかけを受けた場合は、当該内容を記録し、速やかに国際協力調達部長に対し報告するものとする。

以上

(注) 参考：入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号。以下「法律」という。)第2条第5項及び第8条

(定義)

第2条 1～4 略

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員(以下「職員」という。)が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
- 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
- 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
- 四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

(職員による入札等の妨害)

第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

※法律第8条の「職員」(法律第2条第5項で定義される職員)には機構の役職員も含まれ

る（機構は法律第 2 条第 2 項第 1 号に規定する特定法人に該当する）。また、「国等」には機構（特定法人）も含まれる（法律第 2 条第 4 項）。